

(案)

事 務 連 絡  
令 和 2 年 3 月 ● 日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局都道府県税課  
自動車税制企画室

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための  
軽自動車税種別割の課税上の取扱いについて

軽自動車の保有関係手続に関し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、3月末に窓口での申請手続が集中する傾向を回避するため、令和2年4月1日を賦課期日とする軽自動車税種別割に限り、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて（令和2年3月17日付け総税都第11号）」により、その課税上の取扱いに係る留意事項を周知したところです。

同通知において別途通知することとしている具体的な取扱いについて、下記手順のとおりとしますので、適切にご対応いただくようお願いします。

なお、当該取扱いは、三輪以上の軽自動車に対するものである旨申し添えます。

記

1. 所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出（所有者名義変更が自団体内の場合）  
（※輸出関係手続については、以下の手続において、「自動車検査証明返納証明書」（別紙2）を「輸出予定届出証明書」（別紙3）に読み替えることとする）

①(7)新所有者は、「申立書」（別紙1）の作成を行う。

(1)新所有者は、「申立書」及び検査申請書を軽自動車検査協会に提出し、軽自動車検査協会はその内容を確認のうえ、「申立書」に押印する。

②新所有者は、押印された「申立書」及び「自動車検査証返納証明書」を軽自動車検査協会より受領する。

③新所有者は、市町村が税申告受付を委託する団体等（以下、委託先団体等という。）に、「申立書」、「自動車検査証返納証明書」及び「税申告書」を提出し、委託先団体等は委託元の市町村に回付する。

④新所有者は、手続の都合上、納税通知書が発送されるおそれがあり、その場合は納

付しないよう旧所有者へ連絡する。

- ⑤市町村は、軽自動車検査協会から総務省経由で課税取消を行う対象車両の情報（別紙6）を取得する。
- ⑥市町村は、⑤で提供を受ける情報や、③で申告される情報を基に、課税取消等の処理を行う。

## 2. 所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出（所有者名義変更により他団体に転出している場合）

（※輸出関係手続については、以下の手続において、「自動車検査証明返納証明書」（別紙2）を「輸出予定届出証明書」（別紙3）に読み替えることとする）

- ①(ア)新所有者は、「申立書」（別紙1）の作成を行う。
  - (イ)新所有者は、「申立書」及び検査申請書を軽自動車検査協会に提出し、軽自動車検査協会はその内容を確認のうえ、「申立書」に押印する。
- ②新所有者は、押印された「申立書」及び「自動車検査証返納証明書」を軽自動車検査協会より受領する。
- ③新所有者は、（これまで課税停止を行う際に行ってきた通常の見扱いにしたいがい、）税申告を提出する際に「申立書」及び「自動車検査証返納証明書」を添付し、委託先団体等を通じ、又は自ら転入元の市町村に提出する。
- ④新所有者は、手続の都合上、納税通知書が発送されるおそれがあり、その場合は納付しないよう旧所有者へ連絡する。
- ⑤転入元の市町村は、軽自動車検査協会から総務省経由で課税取消を行う対象車両の情報（別紙6）を取得する。
- ⑥転入元の市町村は、⑤で提供を受ける情報や、③で申告される情報を基に、課税取消等の処理を行う。

## 3. 解体を伴う自動車検査証返納届出

- ①解体を伴う自動車検査証返納届出を行う者は、自動車リサイクルシステムのホームページで解体を行った車両の「車両状況照会」（別紙4）をあらかじめ印刷する。（軽自動車検査協会から取り寄せる「検査記録事項等証明書」（別紙5）でも可とする）
- ②新所有者は、押印された「申立書」を軽自動車検査協会より受領する。
- ③新所有者は、「車両状況照会」とともに税申告書を市町村に提出し、市町村は、「車両状況照会」の解体報告記録日より事象発生日を確認する。
- ④新所有者は、手続の都合上、納税通知書が発送されるおそれがあり、その場合は納付しないよう旧所有者へ連絡する。

⑤市町村は、軽自動車検査協会から総務省経由で課税取消を行う対象車両の情報（別紙6）を取得する。

⑥市町村は、⑤で提供を受ける情報や、③で申告される情報を基に、課税取消等の処理を行う。

4. 上記1.⑤、2.⑤、3.⑤に記載の必要な情報提供に係る今後のスケジュール（案）

対象期間	情報提供予定日
令和2年4月1日（水）～令和2年4月3日（金）	令和2年4月17日（金）
令和2年4月6日（月）～令和2年4月10日（金）	令和2年4月22日（水）
令和2年4月13日（月）～令和2年4月15日（水）	令和2年4月24日（金）

※軽自動車検査協会の作業の進捗によっては、データ提供日が前後する可能性があります。

以上

令和 年 月 日

市区町村長 殿

## 申 立 書

申立人(譲受人)  
\_\_\_\_\_住 所  
\_\_\_\_\_

新型コロナウイルス感染症の流行により、軽自動車の

解体を伴う自動車検査証返納届出  
所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出  
所有者名義変更を伴う輸出予定届出

の申請を行うことが困難であったため、下記のとおり申立をいたします。

## 記

1. 車 両 番 号：  
\_\_\_\_\_2. 申 請 年 月 日 日： 令和 年 月 日  
\_\_\_\_\_

※譲渡又は解体が行われた日から 15 日以内で令和 2 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 15 日までの申請に限る。

3. 譲渡又は解体報告記録が行われた日： 令和 年 月 日  
\_\_\_\_\_4. 譲 渡 人：  
\_\_\_\_\_住 所：  
\_\_\_\_\_

番号 00377

自動車検査証返納証明書

令和1年6月27日

軽自動車検査協会



車名	富士山 581 台	車台番号	498	交付年月日	令和1年6月27日	初年度発注年月	令和1年6月	自動車の種類	軽自動車	用途	乗用	自重	1100kg	車高	163cm	車体の形状	箱型	型式番号	147	類別区分番号	[001]
車名	ABC-123456	車台番号		乗車定員	4人	最大積載量	880kg	燃料の種類	ガソリン	前軸重	440kg	後軸重	440kg	車高		車体の形状		型式番号		類別区分番号	
軽自動車検査協会		型式	DBA-ABC	取動機の種類	DEF																
氏名又は名称	軽検 太郎																				
住 所	東京都新宿区西新宿3丁目2-11																				
氏名又は名称	株式会社 軽自動車																				
住 所	東京都港区港南3丁目3-7																				
使用の本拠の位置	静岡県裾野市久根1丁目1-1																				
有効期間の満了する日	備考 【沼津】返納 マフラー加速騒音規制適用車** / 平成28年騒音規制車 騒音カテゴリM1A1A / (旧基準適用時測定回転数4,275rpm)**																				
令和4年6月26日	近接排気騒音値87dB / 測定回転数3,750rpm*																				

裏面もご覧下さい

OCR01-1432

軽自動車検査協会

Light Vehicle Inspection Association



# 輸出予定届出証明書

番号 04406  
整理番号 5041215993942494

平成 30年 2月 1日 軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization



Export Certificate

車 両 番 号 / Motor vehicle number 千葉 599る 4249	交付年月日 / Grant Date 平成 30年 2月 1日	初年度検査年月 / First Grant Date 平成 27年 1月	自動車の種類 / Classification of Vehicle 軽自動車	用途 / Use 乗用	自家用・事業用の別 / Purpose 自家用	車体の形状 / Type of Body 箱型
車 台 番 号 / Maker's serial number ABC-123456	車台番号 / Fixed Number 4人	最大積載量 / Max. Carry Weight kg	車体重量 / Weight kg	全長 / Overall Length cm	全幅 / Overall Width cm	高さ / Height cm
車名 (Trademark of the maker of the vehicle) 軽自動車検査協会	型式 / Model DBA-ABC	エンジン型式 / Engine Model DEF	最大出力 (馬力) / Max. Output (Horsepower) 880	前軸重量 / F. Weight kg	後軸重量 / R. Weight kg	総重量 / Gross Weight kg
使用者の氏名又は名称 Name of User 軽検 太郎	住所 / Address of User 東京都新宿区西新宿3丁目2-11					
所有者の氏名又は名称 Name of Owner 株式会社 軽自動車	住所 / Address of Owner 東京都港区港南3丁目3-7					
使用の本拠の位置 Locality of principal abode of use 輸出予定日 (証明書有効期間満了日) Export scheduled day	使用者住所に同じ 備考 (千葉) 返納** 輸出に係る届出をした所有者は、輸出予定届出証明書に係る自動車輸出されることなく、該当輸出届出証明書の有効期間が満了したときは、該当有効期間が満了した日から15日以内に、最寄の事務所等に該当輸出予定届出証明書を返納しなければならぬ。 **					
平成 30年 7月 31日	[13003 0617]					

本 品



車両状況調査 > 検査結果 (該当番号) (V0180020)

① 履歴印刷

1. 使用済自動車の履歴状況 (以下は、2020年7月3日 現在の情報)

※車両の情報は、

車名	乗用車等
登録番号/車体番号	リサイクル車体号 (廃車時取得番号)
プロトタイプ番号	エアバグ搭載車
車検取得年月日	2020年7月1日

※(注)プロトン車(車)は車リサイクル対象外車種となります。

※自動車工場の履歴又は引渡日・引渡自由文字をリテイクすると各工場工場の履歴が変更されます。

引渡日	引渡日	引渡日	引渡日	引渡日	引渡日
2020年 1月31日	2020年 1月31日	2020年 1月31日	2020年 1月31日	2020年 2月1日	2020年 2月1日
引取車種	引取車種	引取車種	引取車種	引取車種	引取車種
引取工場	引取工場	引取工場	引取工場	引取工場	引取工場
 引取車種	 フロン車種引取車種	 解体工場 (エアバグ車)	 解体工場等 (エアバグ車)		

この際の使用済自動車は、全ての処理を終えました。

2. 使用済自動車を引取った事業者の履歴

事業者登録番号	
名称	
所在地	
電話番号	

(※参考)

- ・上記履歴の番号については、トップを参照ください。
- ・自動車登録番号は、車検取得時または引渡自由文字をリテイクする際に、使用済自動車引取工場(本)に車検を二回提出ください。
- ・自動車登録番号は、車検取得時または引渡自由文字をリテイクする際に、使用済自動車引取工場(本)に車検を二回提出ください。
- ・上記情報は、変更が可能となります。

異なる使用済自動車の履歴状況を確認する場合は、車両の履歴確認に限り、「戻る」ボタン、「検索」ボタン、検索を行ってください。

## 検査記録事項等証明書

番号 01930

使用者	氏名又は名称	新規検査 新車—完検証														
	住所	広島県広島市中区胡町 [34001 0014]														
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ														
	住所	使用者住所に同じ														
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ														
広島 581 あ	車両番号	570	交付年月日	令和2年3月17日	初度検査年月	令和2年3月	自動車の種別	軽自動車	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用	箱型	[001]		
	車台番号	570	乗車定員	4人	最大積載量	-kg	車両重量	820kg	車両総重量	1040kg	長さ	10cm	幅	148cm	高さ	177cm
20200129F	車名	20200129F	原動機の型式	K6A	燃料の種類	ガソリン	総排気量又は送排出力	0.65L	前軸重	250kg	後軸重	250kg	型式指定番号		類別区分番号	
スズキ	[131]	型式	DBA-MK21S	K6A	燃料の種類	ガソリン	0.65L	前軸重	250kg	後軸重	250kg	型式指定番号		類別区分番号		
有効期間の満了する日		備考 【広島】返納** 20200129F* 【請求に係る車台番号】20200129F* 【届出済【解体】】【移動報告番号】123456789012【解体報告記録日】令和2年3月16日【返納事務所等】広島 98765・9876（算定燃費値取得済特定改造自動車）（JC08）**														
令和	5年	3月	16日													
請求に係る車両番号		-														

OCR01-0081

上記の通り相違ないことを証明します。

令和2年3月17日



軽自動車検査協会



## 情報提供のイメージ

自動車登録番号	車台番号	登録年月日	使用の本拠の位置都道府県コード	使用の本拠の位置都道府県文字	旧自動車登録番号	旧使用の本拠の位置都道府県コード	旧使用の本拠の位置都道府県文字
品川 599お1111	ABCD-111111	20200401	13	東京都	千葉 599お1111	12	千葉県
品川 599お2222	ABCD-222222	20200401	13	東京都			

使用の本拠の位置及び旧使用の本拠の位置(都道府県別)毎のエクセルファイル(最大94ファイル)に対し、1ファイルに以下の手続き毎のシート(最大3シート)を用意することを想定。

- ・永久抹消登録
- ・一時抹消登録
- ・輸出抹消登録

※イメージは登録車のもの。

軽自動車の情報提供については、使用の本拠地に市町村名まで入力される見込み。